

四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例（平成元年条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「令和７年６月１日から令和８年２月２８日まで」を「令和８年６月１日から令和９年２月２８日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和８年６月１日から施行する。